

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い

	* 成年後見制度	日常生活 自立支援事業
福祉サービスの利用支援	○	○
金銭管理や支払い代行	○	○
手続きの代行	○	○
重要書類の保管	○	○
相続の手続き	○	×
保険金請求	○	×
不動産の管理や処分	○	×
施設入所や入院の手続き	○	×
医療同意	×	×
身元引受人 身元保証人	×	×

\*保佐・補助類型については、代理権や同意権の申立てが必要です

## センターではこのようなことをやっています

- 申立てのお手伝い  
申立て書の書き方や申立ての進め方のご相談に応じます
- 暮らし安心サポート  
任意後見契約+見守り契約+財産管理契約  
+死後事務委任契約で判断力の十分な方もサポート
- 法人後見受任  
社協が法人として後見人等になります
- 日常生活自立支援事業  
日常的な金銭管理のお手伝いをします

動画もご覧ください

【見ればなっとく】

小美玉市の成年後見制度

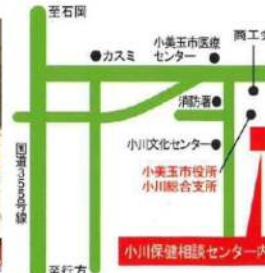


【見ればなっとく】

小美玉市の日常生活自立支援事業



小美玉市社会福祉協議会  
成年後見センター



小美玉市社会福祉協議会小川支所

〒311-3423 小美玉市小川2番地1  
(小美玉市小川保健相談センター)  
Tel 0299-58-5102 Fax 0299-58-5302

# 成年後見センター

## 利用のご案内

### 小美玉市社会福祉協議会



## 成年後見制度は「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります

### 法定後見制度

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方が不利益にならないように権利を守る制度です。

家庭裁判所が選んだ成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約、不動産や預貯金などの財産管理をします。

判断能力に応じて次の3種類があり権限も異なります。

#### 後見

##### ほとんど判断ができない人

たとえば…

- ひとりでは、ほとんど何もできない
- 判断がしっかりしているときは、ほとんどない



#### 保佐

##### 判断能力が著しく不十分な人

たとえば…

- 買い物など日常生活で支障ができることが多い
- 判断がしっかりしているときもある



#### 補助

##### 判断能力が不十分な人

たとえば…

- もの忘れが多くなった
- 自分の判断に自信がもてなくなった



#### 申立時

##### 費用は？

- 2万円～3万円（診断書、切手、印紙等）
- 5万円～10万円（鑑定料：必要な場合）

#### 成年後見人等への報酬目安

- 月額2万円\*

### 任意後見制度

将来、認知症などによって判断能力が十分ではなくなったときに備え、あらかじめ任意後見人になってくれる人や代わりにしてもらいたいことを決めておく制度です。

小美玉市社会福祉協議会は3つの委任契約による有償サービス（くらし安心サポート）をとおして、「将来の不安に備えたい」という想いに応えます。

#### 任意後見契約

+

##### くらし安心サポート

見守り 財産管理 死後事務

- 見 定期的に訪問をして、生活状況や健康状態を把握し任意後見開始時期を判断します。
- 財 通帳や印鑑をお預かりし、日常的な預金の払い戻しや支払い手続きなどをしています。
- 死 亡くなられた後の諸手続き、葬儀、埋葬、家財処分などの手続きを行います。

##### 費用は？

- 5万円～6万円（公正証書作成手数料等）
- 3万円（契約手続き支援料）

##### くらし安心サポート

- 基本料 月額3千円
- 支援料 1時間1.5千円（監督人+任意後見人）

##### 任意後見開始後

- 月額3万～4万円\*

\*管理財産1,000万円以下

### ご利用の流れ

#### 法定



##### 1 申立て

- 家庭裁判所に申立て ※お住まいの地区により異なります（小川・美野里は水戸本庁、玉里は土浦支部）

##### 2 調査等

- 申立てができる方 本人、配偶者、子、4親等以内親族、市長等
- 調査官が本人の状況や親族の意向など事情を聴取することがあります。

##### 3 審判

- 審判書が申立人、後見人等に通知されます。届いてから2週間以内に不服申立ての手続きをとることができます。

##### 4 開始

- 不服申立てがない場合確定し、後見人等の活動がスタートします

#### 任意



##### 1 準備

- 任意後見をお願いする人や委任する内容（財産管理、身上監護、報酬等）を検討します。親族をはじめ、知人や弁護士、司法書士などの専門家や法人などを任意後見人にすることもできます。

##### 2 契約

- 本人と任意後見受託者が公証役場に行き、任意後見契約を結びます。行けない場合は公証人に出張してもらうこともできます。（出張費別途有料）

##### 3 申立て

- 本人の判断能力が十分でなくなったときに、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

##### 4 開始

- 家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。監督人が選任されたときから、任意後見人の支援が開始されます。

\*管理財産1,000万円以下